

老朽化した自家発電設備・消火ポンプ等への対応

○ 消防法第17条の3の3

第十七条第一項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるもの(※)にあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

※ 1000㎡以上のものは資格者に点検させること

○ 点検頻度

自家発電設備、消火ポンプについては、次の頻度で点検を行う。

- 機器点検(外観又は簡単な操作による点検) 6ヶ月に1回
- 総合点検(全部又は一部を作動させる点検) 1年に1回

1

老朽化した自家発電設備、消火ポンプ等において、火災などの事故が発生



○ 設置後一定の年数を経過した自家発電設備、消火ポンプ等については、実際の稼働を想定した点検を行い、不備があれば交換するといった対応が必要ではないか。

(点検基準強化のイメージ)

【自家発電設備】

半年に1回行う点検

- ・ 負荷30%での運転で異常がないこと



設置後30年を経たものに対して行う点検

- ・ 定格負荷で60分運転して異常がないこと

【消火ポンプ】

年1回行う点検

- ・ 定格運転を行うこと



設置後30年を経たものに対して行う点検

- ・ 定格運転を20分間行って異常がないこと

2